

## 入札契約手続きにおける改元に伴う元号による年表示の取扱い

1. 4月1日から改元日前（4月30日）までに作成する文書について  
元号を用いて改元日以降の年を表示する場合は、「平成」を用いて頂きますようお願いいたします。

- Q. 4月中に作成した文書について、改元日以降に「平成」の表示は訂正を行う必要があるのか。  
A. 改元のみを理由とした訂正の必要はありません。

2. 改元日（5月1日）以降に作成する文書について  
元号を用いて改元日以降の年を表示する場合は、「令和」を用いて頂きますようお願いいたします。

- Q. 改元日以降に誤って申請書等について、年表示を「平成」で作成し、提出してしまっただが、無効となるのか。  
A. 入札契約等において提出された申請書等が改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けます。
- Q. 改元日前に作成していた契約書について、改元日以降、期間の変更をする場合、元号を用いた年表示はどのようにするのか。  
A. 下記の例による

(例)

変更前	変更後
(工期) 自 平成31年4月1日 至 平成32年3月15日	(工期) 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

※発注者作成文書はできる限り『令和元年』と表記しますが、受注者作成文書については、『令和元年』『令和1年』どちらの表記でも特に問題ありません。